

令和2年3月23日

これまでの経緯等に関するコメント

全国社会保険労務士会理事
グローバル化推進特別委員会委員
小野 佳彦

本日、このような締結式を行えることを大変光栄に思っています。どのような経緯で締結に至ったか、お話しさせていただきます。

私たちが国際協力を始めた10年前、大槻元会長が国際協力分野の前進のため、「国際活動推進宣言」をしました。その後、特に東南アジアを中心に支援を行い、特にインドネシア政府と強い関係を築いていました。その後、私が2013年にジャカルタで開催された最低賃金フォーラムへ招待される機会がありました。当時、本日ご参加いただいている勝田様が厚生労働省からジャカルタへJICA労働政策アドバイザーとして派遣されており、インドネシアの社会保障について意見交換をさせていただきました。インドネシアでは2014年に皆保険制度、2015年に皆年金制度が実施されました。私たちが、最初に出会った時、今後インドネシアの社会保障適用拡大に向けて社労士の専門知識でどのような協力支援ができるかについて話し合いました。

その後、大西前会長が連合会独自の活動として、社労士をインドネシアへ派遣しました。その後、私たちは、頻繁にインドネシアの労働省と協議を行いました。そして、インドネシア政府は社労士のもつ専門知識が、近い将来にインドネシアで取り入れるべき重要な課題の一つであると気付きました。その後、高崎様（同じく厚生労働省からJICA労働政策アドバイザーとしてジャカルタに派遣されていました）がインドネシアに滞在していた時、私たちは、労働保険適用実施機関であるBPJS雇用と、社労士制度の応用についての協議を持ちました。その席上、BPJS雇用長官のアグス・スサントさんは、その重要性に気づき、突然席上、社労士制度をインドネシアにも導入したいとの意思表示を行われました。

その後、JICAはインドネシアへの社労士類似制度導入の支援プロジェクトを発足させ、本年（2020年）7月まで継続しています。そのプロジェクトの結果はとても良好と言えます。彼らは、社労士そのものではありませんが部分的に類似する制度を発足し、それは特に社会保障の役割をサポートし、保険の適用拡大と保険料の徴収の適正化に役立っております。彼らの働きはとても良好と聞いており、私は現在の加入率を確認したいと思っていましたが、インドネシアの社会保障エージェントは皆さんご存知の様に既に（コロナ感染で）深刻な状況にありますので、具体的な数字を得ることが出来ませんでした。しかし、私たちが支援を始めた時の社会保険加入率はたったの4%でしたが、現在の加入率は60%であると聞きま

した。これは、正確な数字とは思いませんが、現時点では（社労士類似制度の応用により）社会保障適用が拡大したことは確かです。現在の新型コロナウイルス感染拡大の状況下で、（社労士類似制度の活躍で）恐らく多くの一般のインドネシア人には、もう既に社会保障が適用されています。それは2014年以前と比べて、はるかに安全な状態であると言えます。

本年（2020年）の8月から、私たちはインドネシアでJICAと共に新たなプロジェクトを立ち上げます。JICAは社労士にとって、とても重要なカウンターパートです。もちろん、我々はこれまで、ILOとも数多くの社労士関連のワークショップをジャカルタで開催してきました。我々の、次のインドネシアに於けるステップは正に社労士のような専門家を育成することで、出来ればILOジャカルタ及びJICAとの協力のもとに、インドネシアに社労士のような資格制度を構築する手助けができればと考えております。

また、去る2018年12月に東京でILO主催の国際シンポジウムを共に開催できたことに感謝いたします。いくつかの国から社労士制度へ関心をいただき、そのうちのひとつがマレーシアでした。それを受けて私たちグローバル化推進特別委員会の河村委員長がマレーシアへ数回訪問しております。彼らは、社労士類似制度を設立することに強い関心を注いでおり、既に、独自にインドネシアへ調査団を送りプリサイ（インドネシア版社労士類似制度）を視察するなど、とても真剣です。彼らは、既にプリサイ機能の調査を行っていますが、プリサイが社労士を標準化したものとは知らずに調査を行っており、私たちがマレーシアを訪問した際に、初めてその経緯を知った次第です。

もう一つの社労士類似制度導入を希望している国はベトナムです。ベトナムも国際シンポジウムに出席しておりました。私は、昨年12月に1度だけベトナム社会保障局の行政官に会いにハノイを訪問しましたが、彼らはインドネシア版の社労士（プリサイ及びカデルJKN）と同様の制度の設立を強く希望しておりました。彼らは、社会保険料の徴収システムに切迫した問題を抱えており、その実施がとても困難な状況下にあります。人々は、社会保障に加入はしたいが、保険料の支払いはしたくないといった状況なのです。それが現状です。人が健康な状態で何も起きなくても社会保障への加入が重要なことである、と人々に納得させることも、我々社労士の重要な役割のひとつです。

私たち社労士は、日本の中小企業はもちろん、その専門性を以て、アジアやその他の発展途上国の社会保障及び労使関係に貢献できると確信しています。私たちは、(英名) Attorney と称しますが、これは、(直訳した場合の) 欧米の弁護士とは機能が異なります。社労士法に規定される、第一条の「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。」というのが私たちの重要な任務なのです。

かつて、ILOの方から「社労士には誰が報酬を支払うのか？」と問われたことがあります。それは、状況によって異なりますが、多くは、中小企業の事業主によって支払われます。そうすると、社労士

法に書かれたような双方の利益を図れないではないかということでしたが、しかし、私たちが主に担うステージは、紛争が起きてからではなく、紛争の起こる前のステージであります。それが、我々の機能として、とても重要な部分です。私たちは、労働者と使用者の両者の求めるものを満たすことができます。つまり、企業が健全な発展をするためには、今日、労働者の福祉を考えずに成り立つことはありません。それがポイントです。社労士の機能は単なる法の代理人ではなく、むしろ労使間の不必要な紛争を未然に防ぐことこそが主な機能だと言えます。つまり、(ILO が理想とする)ディーセント・ワークの環境を整えることです。

今後、ILO と共に活動していくことをとても楽しみにしています。
ありがとうございました。